

電子情報技術省

大規模電機製造のために生産連動インセンティブ計画

1. 背景

1.1. 電気製品は経済の各分野に浸透し、電機業界は経済的と戦略的に重大な役割を果たしています。ここ4年間、インドの電機製造のCAGR（平均成長率）は25%で、急成長を見せています。でも、これを、大資本投資や技術の劇的な変化などのよう特定の制約によって制限されている潜在的な成長と比べたらまだ低い程度です。政府は大規模投資を製造分野に誘致するため、製造を助長させるような環境整備とほかの国と同じくらのインセンティブを与えることに力を注いでいます。

1.2. インドにのグローバル製造のシェアは2012年に1.3%だったが2018年に3.0%まで増えています。電機の国内生産も徐々に成長し、2014-15年に1兆9036億6千万ルピー（290億ドル）から2018-19年に4兆5800億6千万おルピー（700億ドル）に拡大しました。2025年まで国内需要あは27兆ルピー（4000億ドル）まで増加する見通しはあるが、インドは電機の輸入による増加しつつある外資出資に対応しできなくなっています。

1.3. 電機製造分野は他の計のせいで限定的な緩和しか持たないため、この製造の不自由を償うために他の製造経済と相当なメカニズムは必要です。

## W-28/1/2019-IPHW-MeitY

電子情報技術省

(IPHW区)

- 1.4. **機会の出現と伴う平等な条件**：電機製造分野は競争している国と比べたら平等の条件が整っていないです。業界の統計によると（ICEAとELCINA）、インフラの未整備、国内サブと物流、金融の高コスト、電力品質の不十分な可用率、デザイン能力のと研究開発への集中の乏しさ、スキル開発の不備などによって発生した障害率は8.5%－11%とされています。
  - 1.5. **電機の国家政策（NPE2019）**：NPE 2019のビジョンは、チップセットをはじめ、中核部品の発展とグローバル競争うよに対応できる環境作りの促進と能力向上を果たして、インドを電子システム設計及び電子機器製造クラスターのグローバル拠点にすることです。
  2. **目的**：大規模電機製造のために生産連動インセンティブ計画は、国内生産の向上と、電気部品と半導体包装を含め、電機バリューチェーンに投資を誘致するため報奨金を提案しています。
  3. **インセンティブの趣旨**：文章7番に定義されている、**5年間**たえにわたって（基準年から）特別分野の有資格の会社によって国内で製造されたものの増分売上に**4%－6%**のインセンティブを与えます。
  4. **対象分野**：この計画は特殊分野いわゆる携帯電話と特定部品のみに適します。（副文Bに詳細）
  5. **有資格**：この計画にの対象になるのは特定分野の製造に取り組んでいる会社のみです。これに2017のFDI方針書に定義されている委託製造者も含まれます。
- 5.1.各申請は一つの特定期限だけに限られています。

**W-28/1/2019-IPHW-MeitY**  
**電子情報技術省**  
**(IPHW区)**

- 5.2. 有資格は製造品の増分投資と増分売上のしきい値によります（貿易品と違って）。インセンティブをもらうには申込者はしきい値の条件に適格でなければなりません。有資格のしきい値条件は副文Aに明確になっています。
- 5.3. 生産連携インセンティブ計画に有資格であることは他の計画の有資格性には関係しをもっていないです。
6. 計画の期間：文章7番に定義されているように、5年間にわたって（基準年から）、この計画によって支援されます。
- 6.1. 最初にこの計画に申請できる期間は4ヶ月だが、延長される可能性もあります。
- 6.2. 計画の申請期間は業界の反応によって再び開始されるかもしれないです。
- 6.3. 最初の計画の期間終了後に受けた申請は計画の残りの期間だけのインセンティブに適格します。
7. 基準年：2019-20年度は製造品の増分投資と増分売上进行を計算するための基準年されます。
8. インセンティブ経費
- 8.1. 総インセンティブ：年次インセンティブ経費と累計インセンティブ経費の予測は次のようです：

| 年次  | インセンティブ総額 |
|-----|-----------|
|     | インドルピー    |
| 1年目 | 533.4億    |
| 2年目 | 806.4億    |

**W-28/1/2019-IPHW-MeitY**  
**電子情報技術省**  
**(IPHW区)**

|     |         |
|-----|---------|
| 3年目 | 842.5億  |
| 4年目 | 1148.8億 |
| 5年目 | 764億    |
| 合計  | 4095.1億 |

8.2.会社あたりのインセンティブ：計画責任委員会によって定められた限度に従い、基準年から、会社あたりインセンティブは製造品（貿易品と違って）の増分売上によります。

## 9. 計量の根拠

9.1.適している部/省/庁と法定監査人によって定められた仔細をもとにして増分投資と売上の評価は行われます。

9.2.機能基準は電子情報技術省によって、関係省庁の顧問を済ました上に発行されます。

## 10. 承認と支払いプロセス

10.1. この計画に申請できる会社はインドに登録されている各会社です。

10.2. 期日の前に最初段階のあらゆる面で完成された申請を申し込みます。申請の最初の細見の後、後に受領書が発行されます。受領書は決してPLI計画に承認を意味していません。

10.3. 有資格の申請は進行中に評価され、承認の考慮に至ります。

10.4. インセンティブは必要な閾値を満たし、支払金請求が適切である申込者に与えられます。

10.5. 計画のインセンティブは2020年08月01日から利用できます。

## 11. 節点機関

11.1. 計画は、節点機関によって実施されます。

**W-28/1/2019-IPHW-MeitY**  
**電子情報技術省**  
**(IPHW区)**

11.2. このような節点機関はプロジェクト管理機関（PMA）として勤め、度々電子情報技術省に委託された業務と秘書や管理や実施のサポートをするのは義務付けられています。PMAの組成と機能と責任についての仔細は計画基準に明確します。

11.3. PLIの計画の実施に関する行為を施行するため、PMAは以下に対するとりわけ責任があります:

11.4. 計画に属する支援のため申請の評価と有資格の確認

11.5. 計画に属するインセンティブの支払い適格の請求の細見

11.6. 計画に属する会社のため、製造された商品の増分投資と売上を含む計画の進歩と業績に関するデータの編集

## 12. 計画責任委員会（EC）

12.1. CEO NITI アヨグと経済担当国務長官、支出長官、電子情報技術省長官、収益長官、DPIIT長官とDGFTを含めた計画責任委員会は形成されます。

12.2. ECは、計画に属するプロジェクト管理機関に有資格と認められた申請を思慮します。

12.3. ECは、出納のために手続きにしたがって、プロジェクト管理機関によって細見と推薦した請求を思慮します。

12.4. ECは、計画に属している会社の投資、雇用の創出、生産と付加価値に基づいて、定期的な見直しをします。

12.5. ECは、企画期間に適切とされた時、インセンティブ率、対象分野と資格条件を改正かもしれません。

12.6. ECは、計画の基準を改正することが許可されています。

12.7. 組成、機能と責任の仔細は計画の基準に明確しにされています

**副文A**

**W-28/1/2019-IPHW-MeitY**  
**電子情報技術省**  
**(IPHW区)**

定格性閾値条件

| 分野                          | 提案されたインセンティブ率 | 基準年から増分投資  | 基準年から製造品の増分売上   |
|-----------------------------|---------------|--|---|
| 携帯電話<br>(1万5千インドルピー以上の請求書)* |               | 4年間に100億インドルピー<br>累積最小限<br>1年目：25億<br>2年目：50億<br>3年目：75億<br>4年目：100億 | 1年目：400億インドルピー<br>2年目：800億インドルピー<br>3年目：1500億インドルピー<br>4年目：2000億インドルピー<br>5年目：2500億インドルピー |
| 携帯電話<br>(国内会社)**            |               | 4年間に20億インドルピー<br>累積最小限<br>1年目：5億<br>2年目：10億<br>3年目：15億<br>4年目：20億    | 1年目：50億インドルピー<br>2年目：100億インドルピー<br>3年目：200億インドルピー<br>4年目：350億インドルピー<br>5年目：500億インドルピー     |
| 指定された電子部品<br>(副文 B に詳述)     |               | 1年目：6%<br>2年目：6%<br>3年目：5%<br>4年目：5%<br>5年目：4%                       | 4年間に10億インドルピー<br>累積最小限<br>1年目：2.5億<br>2年目：5億<br>3年目：7.5億<br>4年目：10億                       |

\*資格のために生産商品の伸し上げ売上の仕切り値段にかかわらずに思慮します。

\*\*国内会社とは、外国直接投資の2017年の方針により、インド在住の市民によって所有された会社として定義されています。その首都の50%以上が在住インドの市民やインドの会社によって有益に所有されるならば、会社は在住インドの市民によって「所有される」と、思われます。そして、それは在住インドの市民によって最後に所有されて、支持されます。

PLI 計画による有資格の電子部品の表

| 番号 | Description of Goods                           |
|----|--|
| 1. | 商品の説明  |
| 2. | SMT部品  |
| 3. | トランジスタ、ダイオード、サイリスターなどのディスクリート                  |
| 4. | 電気用のためにレジスターを含む受動素子、コンデンサーなど                   |
| 5. | プリント基板 (PCB) 、PCB 積層、プレプレグ、感光性高分子膜、プリント基板印刷インク |
| 6. | センサ、トランスデューサー、アクチュエータ、電気用のクリスタル                |
| 7. | 包装のシステム  |
| 8. | 微小な電気機械システムとナノ電気機械システムのようなマイクロ/ナノ電子部品          |